

地方独立行政法人の業務実績に関する
評価委員会の評価について

評価の種別	< 事業年度評価 >	< 中期目標期間評価 >
評価の対象	各事業年度における業務の実績 〔法 28 条 〕	中期目標期間における業務の実績 〔法 30 条 〕
実績報告書の提出時期	事業年度の終了後三月以内 〔細則 6 条〕	中期目標期間の終了後三月以内 〔細則 8 条〕
評価の内容	<p>事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析 事業年度における業務実績全体についての総合的な評定 〔法 28 条 〕</p> <p>必要があると認める時は、業務の改善その他の勧告〔法 28 条 〕</p>	<p>中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析 中期目標期間における業務実績全体についての総合的な評定 〔法 30 条 〕</p> <p>必要があると認める時は、業務の改善その他の勧告〔法 30 条 〕</p> <p>公立大学法人の場合のみ 学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。 〔法 79 条〕</p>
結果の通知等	法人に対する通知	知事に対する報告 公表 〔法 28 条 〕
評価の観点、方法等	法人の業務の公共性及び透明性を確保するべく、住民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な評価の観点からも評価を行う。 客観的な評価基準を策定し、それに基づいて評価する。	

(注) 表中「法」とは地方独立行政法人法を、「細則」とは青森県地方独立行政法人法施行細則を指す。